

雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

- 雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 15 条においては、職業安定機関等は、労働者の雇入れ等の雇用に関する事項について事業主等から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこととされている。
- 今般、近年の雇用情勢の低迷の中でも、着実に雇用の拡大を図ろうとする事業主に対して、職業安定機関による支援をより一層効果的に行うため、法第 15 条の雇用に関する援助として、職業安定機関が、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、必要な助言等を行う旨、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）に規定することとする。
- あわせて、^{厚生省}社会保険労務士法施行規則（昭和 43 年^{労働省}令第 1 号）の一部を改正し、雇用促進計画の提出等について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条第 1 の 3 項に規定する事務代理を認めることとする。

2. 改正の具体的内容

- 職業安定機関は、平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された雇用促進計画を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第 15 条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならないこと。
- 職業安定機関は、雇用促進計画に係る援助を行う場合には、雇用者数、雇入れの目標等の事項を考慮して、これを行わなければならないこと。
- 職業安定機関は、個人又は法人からの求めに応じ、雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言を行わなければならないこと。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した書類等を交付することができること。

2. 公布日

平成 23 年 6 月 27 日（予定）

3. 施行日

公布日と同日（予定）

雇用促進計画ー1

①計画期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画開始時)	④うち雇用保険一 般被保険者数 (計画開始時)	⑥労働者の 目標増加数	⑧うち雇用保険一 般被保険者 目標増加数	⑩労働者の数 (計画終了時)	⑫うち雇用保険一 般被保険者数 (計画終了時)	⑭労働者増加数 (⑩-②)	⑯うち雇用保険一 般被保険者増加数 (⑫-④)	⑰過去2年間の事 業主都合離職の有 無	事業所の廃止又は 新設	事業所の廃止又は 新設を行った日
1(主たる 事業所)												有・無	廃止・新設	月 日
2												有・無	廃止・新設	月 日
3												有・無	廃止・新設	月 日
4												有・無	廃止・新設	月 日
5												有・無	廃止・新設	月 日
6												有・無	廃止・新設	月 日
7												有・無	廃止・新設	月 日
8												有・無	廃止・新設	月 日
9												有・無	廃止・新設	月 日
10												有・無	廃止・新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰			

※⑭欄以降は、計画期間終了後に記入

<計画開始時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)

㊤

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊤	

計画開始時受付印

<計画終了時>

雇用対策法施行規則附則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名(代表者氏名)

㊤

所 在 地

担当者名及び連絡先

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊤	

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

(様式第5号) (裏面)

〔記入上の注意〕

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑨欄までを記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) ②欄及び④欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄及び⑤欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (3) ⑥欄及び⑧欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑦欄及び⑨欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画－2（求人申込み見込み）」に必要事項を記載してください。
- (4) 計画期間の終期においては、⑩欄から⑱欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (5) ⑩欄及び⑫欄には計画期間の末日の数を記載し、⑪欄及び⑬欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (6) ⑭欄には⑩欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑮欄には⑭欄の数を合計した数を記載してください。
- ω (7) ⑯欄には⑫欄の数から④欄の数を控除した数を記載してください。また、⑰欄には⑯欄の数を合計した数を記載してください。
- (8) ⑱欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日から計画期間の末日までの間における事業主都合離職（雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの）の有無について記載してください。
- (9) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

(様式第5号)

雇用促進計画－2（求人申込み見込み）

	事業所の名称	雇 用 保 険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有 ・ 無		
2							有 ・ 無		
3							有 ・ 無		
4							有 ・ 無		
5							有 ・ 無		
6							有 ・ 無		
7							有 ・ 無		
8							有 ・ 無		
9							有 ・ 無		
10							有 ・ 無		

4
(注意)

労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－1」の⑥欄及び⑧欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

【参照条文】

○雇用対策法（昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号）

（雇用に関する援助）

第十五条 職業安定機関及び公共職業能力開発施設は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

○社会保険労務士法（昭和四十三年六月三日法律第八十九号）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

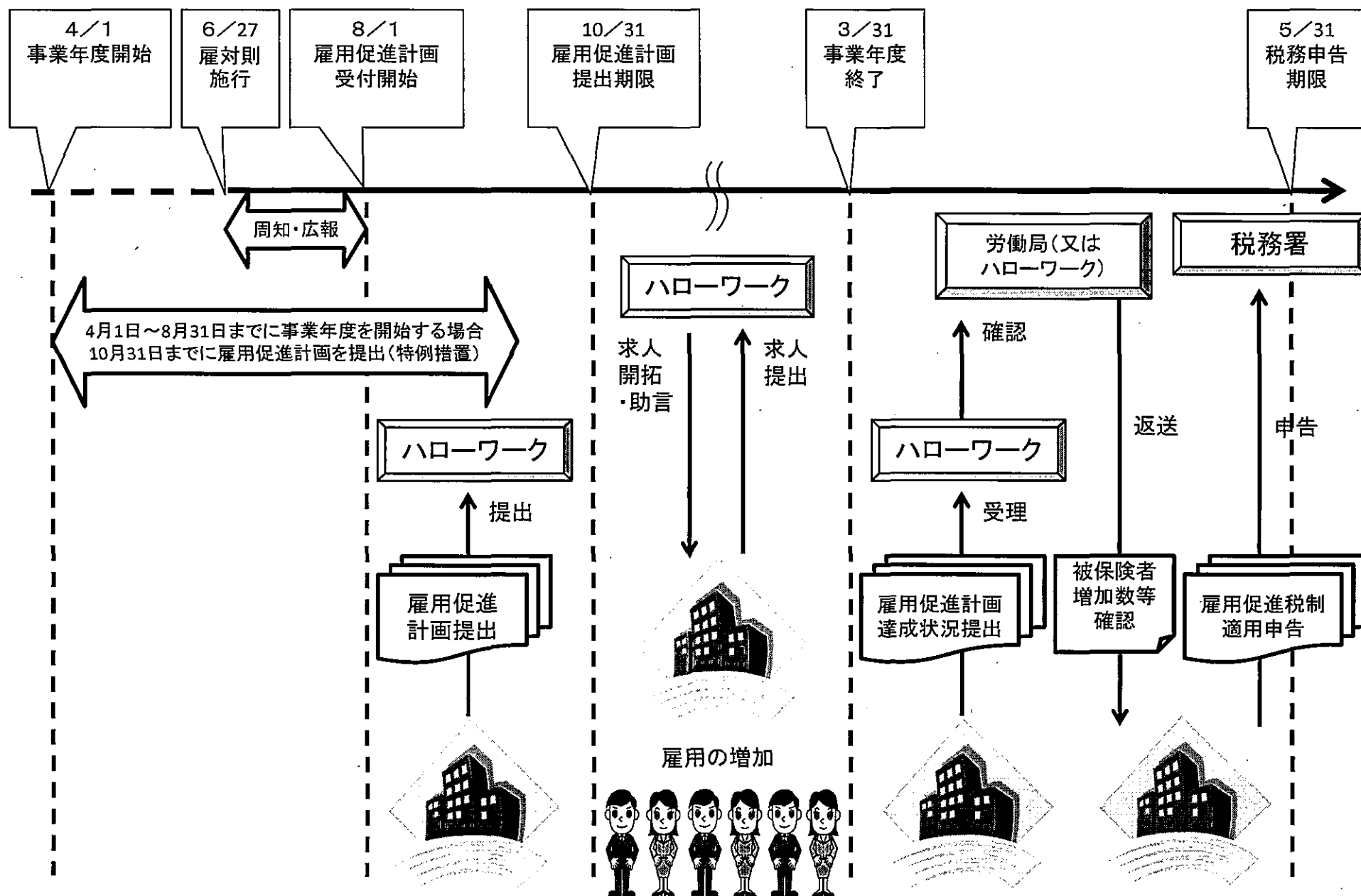
- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
- 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

○社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年十一月二十八日厚生省・労働省令第一号）

（事務代理の範囲）

第一条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の三に規定する申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（以下「申請等」という。）に係る厚生労働省令で定めるものは、別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

雇用促進計画・雇用促進税制イメージ (4月1日～3月31日を事業年度とする場合)



雇用促進税制の創設

雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等を創設。

5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除

- ①適用要件：
- ・事業年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
 - ・当事業年度及び前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
 - ・当事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
 - ・政令で定める事業の事業主であること
- ⇒風俗営業等以外の事業を営む事業主を対象とすることを検討中

- ②要件確認：以下の確認方法を検討中。
- ・企業は、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画（仮称）を作成し、ハローワークへ提出。
➡ ハローワークは、当該企業の新規採用を支援
 - ・事業年度終了後、雇用促進計画の達成状況を記載し、ハローワークへ提出。
 - ・企業は確認を受けた雇用促進計画等を添付し、税務署へ申告。
➡ 支払給与額の増加等を確認し、「質の高い雇用」を確保

- ③措置内容：雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除
（当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度）

- ④適用期限：〔法人〕平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度（遡及適用）
〔個人〕平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の各年

